

箕輪町移住体験住宅管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、箕輪町移住体験住宅設置条例（平成30年箕輪町条例第 号。以下「条例」という。）に基づき、箕輪町移住体験住宅（以下「体験住宅」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 条例第5条の規定により体験住宅を利用しようとする者は、利用開始日の3月前から7日前までに箕輪町移住体験住宅利用申込書（別記様式）を町長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(利用の承認)

第3条 町長は、前条に規定する申込みがあったときは、内容を審査し、利用を承認したときは、当該利用者に対し、通知するものとする。

2 町長は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

3 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設及び器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、体験住宅の管理上支障があると認められるとき。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別記様式) (第2条関係)

箕輪町移住体験住宅利用申込書

申請日 年 月 日

箕輪町長

利用者氏名



箕輪町移住体験住宅管理規則第2条により、次のとおり利用を申込みます。  
なお、利用にあたっては同規則に従うことを承諾するとともに利用者全員が箕輪町移住体験住宅設置条例第4条を満たしていることを誓約します。

住 所	〒
電 話 番 号	自宅
	携帯電話
メールアドレス	
利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (泊 日) 到着予定時間 時・出発予定時間 時
利 用 人 数	大人 人 子ども(小学生以下) 人
研 修 項 目	<input type="checkbox"/> 農業体験 ( <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> 水稻 <input type="checkbox"/> その他( ) ) <input type="checkbox"/> 移住者交流 <input type="checkbox"/> 職業相談 <input type="checkbox"/> 町内案内 <input type="checkbox"/> 空き家バンク物件案内 ※希望する項目に✓を入れてください。

※添付書類

利用者の身分証明書(免許証等)の写し